

日向市学校給食会
会長 今村卓也
(公印省略)

学校の臨時休業による「学校給食費」の取扱いについて

国のが新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域が全国に拡大されたことを受け、本市におきましても当面、4月22日から5月6日まで、市内小中学校の臨時休業の措置を取ることといたしましたが、今後の状況につきましても本日の時点では判断が難しく、場合によつては臨時休業の期間が延長となることも想定されております。

それに併せて、現在、学校給食も停止（実質7日間）しており、今後の状況によりましては、さらに給食停止の期間が延長されることも考えられるところです。
つきましては、この期間の給食費の取扱いを、下記のとおり対応することといたしますので、保護者の皆様にはご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 休業により欠食した分（欠食数×給食単価）につきましては、翌月以降の給食費に繰り越し、その差額分を保護者の皆様に納入していただくことといたします。
(現時点では今後の臨時休業の状況等が不明ですので、当面、4月・5月分の給食費につきましては全額納付していただき、6月分で調整することといたします。ただし、臨時休業が延長される場合には、毎月全額納付していただくこととし、7月分以降で調整させていただきます。)
2. 現時点では新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業措置の状況が見通せないため、調整を行う時期につきましては、学校運営が安定した時期とさせていただくことといたします。また、今後、学校が再開されたあとに、再度、臨時休業の措置が講じられる場合は、今回と同様に対応させていただきたいと考えておりますので、あらかじめご理解くださいますようお願いいたします。
3. 今後も、保護者の皆様に負担をおかけすることのないようにしながら、安全で安心な学校給食の運営に努めてまいりますので、引き続きご協力とご支援をよろしくお願ひ申し上げます。

(お問合せ先)
日向市学校給食センター
業務係 奥原
(TEL) 55-0555